

## 平成28年11月臨時会会議録

平成28年豊郷町議会11月臨時会は、平成28年11月18日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
5 番	西 山 勝
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
12 番	今 村 恵美子

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

11 番	河 合 勇
------	-------

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	山 口 昌 和
上 下 水 道 課 長 補 佐	森 本 智 宏

### 4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	角 田 清 武
書 記	寺 田 理 恵

### 5、提案された議案は次のとおり

議第 8 1 号 豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて  
議第 8 2 号 平成 2 8 年度豊郷町一般会計補正予算（第 3 号）  
議第 8 3 号 平成 2 8 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  
発議第 2 号 北川和利議員の辞職勧告決議（案）  
諸般の報告（文教民生常任委員会委員長・副委員長互選の結果報告）  
議長辞職の件  
選挙第 1 号 議長の選挙について  
選挙第 2 号 副議長の選挙について  
諸般の報告（予算決算常任委員会委員長互選の結果報告）  
議会広報常任委員会委員の辞任の件  
議会運営委員会委員の辞任の件  
議会運営委員会委員の補欠選任の件  
諸般の報告（議会運営委員会委員長互選の結果報告）

西澤博一議長 本日の会議の前に、各議員には少し時間をいただきたいと思います。  
このたび教育長が就任されました。堤清司教育長より、ご挨拶の申し出がありますので、ご清聴をお願いいたします。

堤教育長。

教 育 長 貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございます。  
去る9月の議会におきまして、議員の方々の同意をいただき、この10月1日より、豊郷町教育委員会教育長を務めさせていただきます堤清司でございます。豊郷町の学校、園教育、また社会教育の振興に尽力していきたいと考えております。議員皆様方のお力添えいただきますように、任期期間中、またよろしく願いいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

西澤博一議長 ありがとうございます。  
本町の発展のためによりしくお願いいたします。  
ただいまから平成28年11月第3回豊郷町議会臨時議会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、第3回臨時議会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時45分)

河合議員については病欠ということで連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、今村恵美子さん、1番、中島政幸君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

臨時議会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤博一議長 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

日程第3、議第81号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長

町長。

伊藤町長

皆さん、おはようございます。

提案説明の前に、一言御礼を申し上げます。

本日、平成28年第3回豊郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私何かとご多用の中、ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

また、皆さん方には、平素より本町の行政運営に対しまして格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

本臨時会には、同意案件1件、平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）及び平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を提案させていただいております。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第81号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

豊郷町職員懲戒審査委員でありました横井保夫氏が、平成28年9月30日付をもって退任されましたので、その後任として住所、彦根市高宮町1044番地、氏名、堤清司氏、昭和29年5月24日生まれを任命いたしたく、地方自治法施行規程第17条第5項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、豊郷町職員懲戒審査委員会規則第3条第2項により、前任者の残任期間となり、平成29年9月30日までであります。

ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

西澤博一議長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員

なし。

西澤博一議長

ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員

なし。

西澤博一議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第81号について採決します。

賛成の諸君は起立を願います。

（起立、全員）

西澤博一議長

全員起立。よって、本案は原案どおり同意されました。

日程第4、議第82号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 議第82号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）で、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,263万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億8,332万5,000円とするものでございます。

歳入では、寄附金2,750万円、繰入金1,513万5,000円を追加するものであります。

歳出では、総務費4,258万8,000円、消防費4万7,000円を追加するものであります。

今回の補正予算は、総務費におきますふるさと応援寄附金事業に係る役務費1,504万7,000円、積立金2,750万円の増額補正を行うものであります。

また、湖東定住自立圏より災害支援協定を締結しています鳥取県中部定住自立圏構成市町、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町に対し、先般の地震により被災されたお見舞金をお渡しするため、災害対策費の負担金4万7,000円を計上したものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長、12番。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 議第82号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）につきまして、ページでいくと6ページの歳出のところです。ここの中で地域づくり推進事業費ということで、ふるさと寄附金の関係の増額補正が行われておりますが、この中で役務費で手数料という形で出ている中で、返礼品の中で900万この中で米が60%ということで説明をお聞きしておりますが、この60%という米はキロにしますと現実問題、今、どれぐらいの返礼品として豊郷の米が、地域の地元の農家の米が返礼品に使われてきたのか、実績を説明してください。

それから、返礼品の中で、電動一輪車というのがすごく目玉商品的にホームページでも書いてありましたが、これを採用したという理由と、この電動一輪車を製造している沢地区にある工場だという話ですが、町に対してのどういう還元が

あるのか、もう2台返礼費で対応されたということもお聞きしましたので、経過とその効果というのはどういうふうに町は判断しているのかを説明してください。

以上です。

企画振興課長 議長。

西澤博一議長 山口企画振興課長。

企画振興課長 12番、今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず、豊郷の米のキロ数ということですが、何社か米を扱う業者がおられまして、特に10キロを10カ月連続でお届けするというので、それは2月から10カ月継続して送るわけですが、そういう業者がございまして、一概に何キロということではちょっとわからないという状況です。大体1万円に対して10キロが多いようでございます。

件数的に申し上げますと、米で280件の依頼がありました。その中には10キロを10カ月、それから5,000円に対する返礼品の米、1万円の返礼品の米も280件、全部含まれております。

それから、次、電動一輪車の採用理由ということですが、これは企画振興課の職員で話したときにどこかええとこないかなということで、テレビに一遍出てたということで、それをインターネットで調べましたら、大字沢にそういう業者があるということで、早速伺って、何とか入れていただきたいということで交渉した結果でございます。その会社はシムスインターナショナルという会社なんですけれども。

それからその還元ということですが、当然、法人税が見込まれるということですが。

以上でございます。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

高橋議員 議長。

西澤博一議長 3番、高橋議員。

高橋議員 それでは、6ページの災害対策費の部分について少し質問をさせていただきます。

4万7,000円の湖東定住自立圏推進協議会の負担金が豊郷町の負担金分ということについては、人口割とか、いろいろあるかと思うんですが、それについてはもう聞きませんが。

倉吉を含めて、鳥取のほうと災害協定が湖東定住自立圏地域での協定があるというふうにお聞きしたんですが、聞くところによると多賀町あたりは人的支援も

含めて職員が何週間にもわたって災害復旧に出向いているように聞いております。管内、湖東定住自立圏の中ではそういうことを多賀町では聞いたんですけれども、豊郷では要望があったが人的に難しかったのか、要望がなかったのかということも含めて、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

総務課長 議長。

西澤博一議長 村田総務課長。

総務課長 高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、鳥取県中部の職員派遣につきましては、当然、県なり、機関を通じましてご依頼がありました。それで、主には今回の応援については家屋の判定ということで依頼がありましたので、私ども1名の派遣をするということで決定をし、県のほうに報告をさせていただきました。

その後、県の調整段階で本町の1名の派遣については今回は含まれなかったということで、実際には派遣はしておりませんが、それについてはやはり資格等の関係があるというふうに聞いておりますけれども、事務的な内容での応援なり、また家屋ですと家屋判定ですので、そういった資格がある場合、ない場合ということで異なりますので、今回についてはそういうことをございました。

それと、それ以外にも現在も第二次の派遣ということのご要請を県のほうから聞いておりますが、これについては第二次の家屋の判定ということで、今現在、その辺の資格が要るか要らないかについて確認をさせていただいております。

資格が要らない場合については、当然、職員の派遣をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第82号を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

(起立、全員)

西澤博一議長 全員起立です。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5、議第83号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第3

号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 町長。

伊藤町長 議第83号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,614万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,864万1,000円とするものでございます。

歳入では、使用料及び手数料65万円、国庫支出金906万1,000円、繰入金3万5,000円、町債1,640万円を追加するものであります。

歳出では、下水道事業費2,614万6,000円を追加するものであります。

本補正予算は、国の補正予算に対応し、総合地震対策として行いますマンホールトイレ設置工事費第2期工事分を補正予算計上したものでございます。

ご審議どうぞよろしく願いいたします。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長、12番。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 議第83号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、まず、これ地方債を増額して起こすんですけれども、3ページにありますこの公共下水道事業債、これ2,650万円上げておりますが、償還の方法で融通先の条件によるというのが書かれているんですが、利率5%以内で。今回のこれ、起債を起こして、当町においては繰上償還、こういったことはこの事業債では可能なんですか。

それと、7ページですね。この7ページの歳出の中で款2下水道事業費の公共下水道事業費で、工事請負費で2,564万6,000円。このマンホールトイレの工事を予定されているということですが、場所と、2基はもう予定されているわけですが、新たに1カ所というのはどういう場所で計画されているのか。その点について説明を求めます。

鈴木議員 議長。課長補佐が本会議に出席されておるのは初めてだと思うんですが、答弁は課長補佐がなされるんですか。その説明がちゃんと必要じゃないですか。

西澤博一議長 執行部側、どうですか。

副町長 議長。

西澤博一議長 村西副町長。  
副町長 ただいまの鈴木議員のご質疑でございますが、当然、出席に当たっては私どものほうから通知をする。通知のぐあい、都合により変更のあった場合には再度変更の通知をするということで規定されています。

それと、普通は私ども組織に関係なしに、一般的に言われているのは、課長以上が適当とされるということでありますが、ねばならないという解釈ではございませんし、私どもの事情の中で、やはり課長補佐が的確に答弁できるということで出席をさせていただいたようなことでございます。

以上です。

西澤博一議長 よろしいですか。

上下水道課長補佐 議長。

西澤博一議長 森本上下水道課長補佐。

上下水道課長補佐 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目の公共下水道事業債についてでございます。

償還の方法で、融通先の条件によるということのご質問でございますけれども、これにつきましては繰上償還は可能だというふうに認識をしております。

もう1点の質問であります歳出のところ、マンホールトイレの設置工事、この新たに設置する場所でございます。これにつきましては、日栄小学校を予定をしております。現在、日栄小学校が工事をしておりますが、それに引き続いて工事の予定をしております。

以上です。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 12番、今村議員。

今村議員 災害用のマンホールトイレということで日栄小学校という説明ですが、敷地内のどの辺になるのか、ちょっと具体的に、今工事中ですけど、検討している場所ってどの辺かちょっと教えていただけますか。

上下水道課長補佐 議長。

西澤博一議長 森本上下水道課長補佐。

上下水道課長補佐 それでは、今村議員の質疑にお答えいたします。

マンホールトイレの日栄小での設置箇所でございますけれども、災害が起こった際に避難所となりますのが第一に考えられるのは体育館でございます。そういったことから、体育館の東側に駐車場がございますけれども、東側に設置をというふうに考えております。

以上です。

西澤博一議長 ほかにありますか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第83号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第83号を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

(起立、全員)

西澤博一議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

西山議員 動議。

西澤博一議長 西山勝議員。動議の内容は何ですか。

西山議員 北川議員の辞職勧告決議。

議 員 賛成。

西澤博一議長 ただいま西山勝議員から北川和利議員の辞職勧告決議(案)が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので成立いたします。

よって、暫時休憩で議運を開きますので、議運の方は控室にお願いします。

(午前10時07分 休憩)

---

(午前10時15分 再開)

西澤博一議長 再開いたします。

お諮りいたします。

北川和利議員の辞職決議(案)の動議を日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、日程6として議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立、多数)

西澤博一議長 賛成多数であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることは可決されました。

ただいまより事務局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

西澤博一議長 発議第2号北川和利議員の辞職勧告決議（案）を議題とするに当たり、地方自治法第117条の規定により、北川和利君の退場を求めます。

北川議員 （退場）

西澤博一議長 日程第6、発議第2号北川和利議員の辞職勧告決議（案）を議題といたします。提出者の提案説明を求めます。

西山議員 議長。

西澤博一議長 5番、西山勝君。

西山議員 平成28年11月18日。

豊郷町議会議長様。

提出者、豊郷町議会議員、西山勝。賛成者、豊郷町議会議員、前田広幸、佐々木康雄、村岸善一、中島政幸、鈴木勉市、今村恵美子。

北川和利議員の辞職勧告決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条および会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

北川和利議員の辞職勧告決議。

平成28年11月11日、町長選での名誉毀損。豊郷町議に44万円支払い命令が大津地裁で出ました。

平成27年4月の滋賀県豊郷町町長選で落選した元町議堀常一氏（53）が、町議北川和利氏（61）が行った対立候補の応援演説で名誉を毀損されたとして、計1,100万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が今月10日、大津地裁であった。

山本義彦裁判長は、「発言は候補者としての社会的評価を低下させるもの」と認め、約44万円の支払いを命じた。

判決によると、北川氏は堀氏の対立候補の演説会で、堀氏が暴力団員であるとの趣旨の発言をしたが、山本裁判長は「発言が真実であると認めることはできない」とした。一方、「当落に影響があったとまでは言えない」と指摘した。

名誉毀損とは、他人の名誉を傷つける行為、損害賠償責任等を根拠づける不法行為となり、犯罪として刑事罪の対象となったりすると。

名誉毀損には、刑事名誉毀損と民事名誉毀損がある。北川議員においては、民事名誉毀損ではあるが、品位の保持については法第132条に規定されているように、無礼な言葉の使用と他人の私生活にわたる発言をしてはならないとされています。町民に範を示すべき議員としての道義的責任、また豊郷町議会の社会的信頼をも著しく失うことの責任は免れないものです。

したがって、責任を明確にして、みずから辞職することをもって進退を明らか

にすることを求めます。

以上決議する。

平成28年11月18日。

西澤博一議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

今 村 議 員 賛成討論。

西澤博一議長 まず、反対討論はございませんか。

議 員 なし。

西澤博一議長 ないようでありますので、12番、今村議員の賛成討論を許可します。

今 村 議 員 それでは、発議第2号北川和利議員の辞職勧告決議（案）に対する賛成討論を行います。

今回の問題は、町長選挙に絡む北川議員の応援演説の問題ですけれども、私もかつて二十何年前に、その当時の同和对策事業の中で現県会議員が、大野県会議員が、町政を食い物にする利権議員だということでビラを出したところ、刑事並びに民事で名誉毀損で訴えられましたが、裁判の結果は刑事も民事も訴えた大野氏のほうが却下されると。

これは議員は、本来、やはり政策で町民に対して町民の願いを実現していく、こういったことで公金の不正な利権、こういったことを当然追及して当たり前というのが裁判所の判断結果で、事実としても認められたわけです。

今回の問題は、個人の議員の政策論戦以外の分野での誹謗中傷的な言動が事実反する証拠がなかったということですが、私たちはいやしくも議員として町民から負託を受けて町政における住民サービスの向上に努めるために、その責務を議員として果たしていかななくてはならないと思っています。

党派を超えて、それぞれの議員が崇高な理想をもって豊郷町を町民の皆さんと一緒によりよく発展させていきたいということを努めていくのが議員の責務であるということに関しましては、こういったことを当議会の議員が行うということにつきましては、豊郷町議会の町民に対する背信行為であり、信用失墜行為だということで、私は厳しく議会としては対処すべきだと考えております。そういった理由で、決議に対しては賛成といたします。

西澤博一議長 ほかにありませんか。

- 議 員 なし。
- 西澤博一議長 ないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第2号を採決いたします。  
賛成の諸君は起立を願います。  
(起立、多数)
- 西澤博一議長 賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。  
発議第2号の審議が終了しましたので、北川君の入場を許可します。
- 北川議員 (入場)
- 西澤博一議長 ただいまの発議第2号北川和利議員の辞職勧告決議(案)は賛成多数で可決されたことを報告しておきます。  
暫時休憩いたしまして、文教民生常任委員会を開催いたしますので、委員の方は隣の議員控室にお集まりください。  
ほかの方は自席でお待ちください。  
(午前10時27分 休憩)
- 
- (午前10時28分 再開)
- 西澤博一議長 再開します。  
北川文教民生常任委員長より辞任願が提出されておりますので、これを審議するために文教民生常任委員会を開催いたしますので、委員の方は隣の議員控室にお集まりください。  
ほかの方は自席でお待ちください。  
暫時休憩といたします。  
(午前10時29分 休憩)
- 
- (午前10時38分 再開)
- 西澤博一議長 では、再開いたします。  
文教民生常任委員会委員長より諸般の報告について申し出があります。  
お諮りします。諸般の報告(文教民生常任委員長・副委員長互選の結果報告)を日程に追加し、日程第7として議題とすることに異議ありませんか。
- 議 員 異議なし。
- 西澤博一議長 異議なしと認め、よって諸般の報告(文教民生常任委員会委員長・副委員長互選の結果報告)を日程に追加し、日程第7として議題とすることに決定しました。  
ただいまより事務局長に日程を配付させます。
- 事務局長 (日程配付)

西澤博一議長 日程第7、諸般の報告（文教民生常任委員会委員長・副委員長互選の結果報告）を議題といたします。

文教民生常任委員長・副委員長互選の結果は、委員長、中島政幸君、副委員長、鈴木勉市君であります。

よろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

それぞれの自席でお待ちください。

（午前10時41分 休憩）

---

西澤博一議長 （辞職願提出）

（午前10時43分 再開）

西澤清正副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法106条第1項の規定により、私、西澤清正が議長職務を行いますので、よろしく願いいたします。

本日、ただいま議長、西澤博一君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、日程第8として議題としたいと思います。これにご異議はございませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正副議長 異議なしと認め、よって議長辞職の件を日程に追加し、日程第8として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより事務局長に日程を配付させます。

事 務 局 長 （日程配付）

西澤清正副議長 議長の西澤博一君から議長の辞職願が提出されております。

日程第8、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西澤博一君の退場を求めます。

西澤博一議長 （退場）

西澤清正副議長 事務局長に辞職願を朗読させます。

事 務 局 長 （朗読）

西澤清正副議長 お諮りします。西澤博一君の議長の辞職を許可することにご異議はありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正副議長 異議なしと認め、よって西澤博一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

西澤博一君の入場を許可します。

西澤博一議員 (入場)

西澤清正副議長 ただいま議長が欠けました。  
お諮りします。議長の選挙について日程に追加し、日程第9として議長の選挙を行いたいと思います。ご異議はありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正副議長 異議なしと認め、よって議長の選挙を日程に追加し、日程第9として議長の選挙を行うことを決定いたしました。  
ただいまより事務局長に日程を配付させます。

事 務 局 長 (日程配付)

西澤清正副議長 日程第9として、議長の選挙を行います。  
選挙は投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。

事 務 局 長 (議場閉鎖)

西澤清正副議長 ただいまの出席議員は11名です。  
次に、立会人を指名いたします。  
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に中島政幸君、村岸善一君を指名いたします。  
投票用紙を配ります。

事 務 局 長 (投票用紙配付)

西澤清正副議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。  
投票用紙の配付漏れはありませんか。

議 員 なし。

西澤清正副議長 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

西澤清正副議長 異常なしと認めます。  
それでは、ただいまから投票を行います。  
1番議員から順番に投票願います。

議 員 (投票)

西澤清正副議長 投票漏れはありませんか。

議 員 なし。

西澤清正副議長 投票漏れなしと認め、投票を終わります。  
開票を行います。  
中島政幸君、村岸善一君、開票の立会をお願いいたします。

ただいまより開票事務を行います。

(開票)

西澤清正副議長

それでは、ただいまの選挙の結果を報告をいたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票。

有効投票のうち、鈴木勉市君 2 票、西澤清正 9 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、私、西澤清正が議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

事務局 長

(議場開放)

西澤清正議長

議長選挙の結果、私が議長に当選いたしました。

謹んでお受けいたします。

皆さんにご推挙いただきまして、議長に推挙いただきまして、本当にありがとうございます。

私も日ごろから、住みよい町、また住んでよかったというようなことを重きに置いて頑張っております。そのような中でも、少子高齢化が進み、人口減少というようなことで大変豊郷町にとりましても問題が生じます。そういう中で、そういう問題を住んでよかったというようなまちづくりを皆様と一緒にしていきたいと思っております。

そういう中で、皆様のご協力がなければできませんので、ひとつどうぞよろしくお願いを申します。

ありがとうございます。

ただいまの議長選挙の結果、副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙について日程に追加し、日程第 10 とし、副議長の選挙を行いたいと思っております。ご異議ありませんか。

鈴木 議員

議長。副議長の辞職願はないの。

西澤清正議長

副議長の辞職願は、ちょっと説明させます。

事務局 長

特別に発言をお許してください。

進行役の副議長さんが今回当選されました。これにつきましては、当然、議長さんになっていただきます。

副議長の職は、そのときに同時に欠けるということでございますので、県に確認いたしまして、選挙のほうに進むというふう聞いております。

以上でございます。

今村 議員

申し合わせと違うんじゃないですか。議会の最初の申し合わせは、議長、副議長は 1 年任期で辞職するというような話で申し合わせしたん違うの。欠けたから

じゃないでしょう。

西澤清正議長 答弁。

事務局長 もう一つ発言をお許しいただきたいと思います。

今ほどの今村議員さんのご発言、昨年11月、議長、副議長については1年の任期という申し合わせがございました。今回、議長につきましては、それに倣って辞職をされました。副議長さんにつきましても、そのようなおつもりやったのかもわかりませんが、その前に議長に当選をしたということで、今回は自動的に副議長が欠けるという状況になりましたので、辞職に至る前に欠けてしまうということでご理解をいただきたいと思います。

議長につきましては、もし12人の議員さんのうち、議長が再選あるいは副議長が進行される場合に、当選される可能性もあるなということで、県のほうにもご相談申し上げ、今ほどのような答えをお聞きしているということで、辞職の前に議長が誕生し、同時に副議長が欠けたということでございますので、副議長の選挙に進んでいただくということでございます。

以上です。

今村議員 それはおかしいわ。申し合わせと違うじゃないですか。

辞職して再任されることはあり得ますけど、辞職をしないで自動的に失職というのはおかしいんじゃないですか。

鈴木議員 現時点で議長は、今まだ議長と副議長の2つの肩書を持っておられるわけでしょう。少なくとも議長、副議長は1年でという申し合わせがあるわけでしょう。申し合わせがなければ今のでもいいんですが、先ほど副議長から辞職願が出されれば私申し上げようと思ったんですが、議長、副議長の任期は一体いつまでだった。きょうまでですか。14日、もしくは16日でしょう。申し合わせの1年を過ぎているじゃないですか。そもそも。

先ほどの議長の辞職願は任期が参りましたのでという辞職願でしたけど、任期といえば申し合わせがなければ議員の任期ですが、申し合わせは1年ですから、そもそも議長、副議長の任期は事務局長、何日まででしたか。

事務局長 発言させていただきます。

昨年、改選によりまして、議員さんの任期が平成27年11月14日から始まっております。その14日と15日が実は土曜と日曜でございまして、翌月曜日が初議会の開催ということで、議員任期としては14日から始まっておりますが、議長の初日につきましては16日からでございまして、満1年につきましては本年の11月の15日が丸1年。16日のあたりということでございます。

日程的にはそういうことでございます。

鈴木議員 議長。日程的でないの。そもそも申し合わせの1年が過ぎてるわけでしょう。2日であれ、3日であれ、1年であれ、議員間の申し合わせが過ぎていることは事実なんです。だから、それも含めて、副議長の辞職願が必要じゃないんですか。もう期間が過ぎていることはいいですけど。

西澤清正議長 私はちゃんとここに辞職願は持っておるんですが、今そういうような状態で自動的というようなことでまだ置いておるんですが。

事務局長 済みません。先ほど議長に当選され、受けられることになりました。あの時点で新議長が誕生し、それと同時に副議長は欠けております。副議長は今空席であります。

鈴木議員 だから、じゃ、その時点で副議長はもう申し合わせもいいんやな。辞職願を出さなくても。

手続上で、局長が言うんだから、手続上は辞職願は出したほうがいいんじゃないかと言っている、申し合わせにより。

西澤清正議長 今、私、辞職願ここに持つとるんですが、それを出させていただいて、今、鈴木議員が言われるのはちょっと後先になりましたが、それでどうでしょうか。

形として、今のそういう形で。

暫時、ちょっと休憩します。

(午前11時05分 休憩)

---

(午前11時06分 再開)

西澤清正議長 再開します。

事務局が説明したそういうとおりでさせていただいて、お諮りします。よろしいですか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 ありがとうございます。異議なしの声が出ました。

それでは、ただいまの議長選挙の結果、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙についてを日程に追加し、日程第10として副議長の選挙を行いたいと思います。異議はございませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって副議長の選挙を日程に追加し、日程第10として副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

ただいまより事務局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

西澤清正議長 日程第10として副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

西澤清正議長 ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に中島政幸君、村岸善一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

事務局長 (投票用紙配付)

西澤清正議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 配付漏れなしと認め、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

西澤清正議長 異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

議員 (投票)

西澤清正議長 投票漏れはございませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

中島政幸君、村岸善一君、開票の立会をお願いいたします。

ただいまより開票事務を行います。

(開票)

西澤清正議長 それでは、ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票10票、無効投票1票です。

投票結果を報告いたします。今村恵美子君2票、鈴木勉市君1票、西山勝君7票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、西山勝君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

事務局長 (議場開放)

西澤清正議長 ただいま副議長に当選されました西山勝君が議場におられます。会議規則

第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

西山勝君、副議長の当選承諾及び挨拶をお願いします。

**西山副議長** 今回、副議長に選任されました。職務に対して大変責任感を感じております。任期期間中にはしっかりと任務を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**西澤清正議長** 暫時休憩します。

予算決算常任委員会を開会いたしますので、隣の議員控室にお集まりください。よろしく願いします。

(午前11時17分 休憩)

---

(午前11時34分 再開)

**西澤清正議長** 再開いたします。

予算決算常任委員会委員長より、諸般の報告、予算決算常任委員会の委員長の互選結果について申し出がありました。

お諮りします。諸般の報告（予算決算常任委員会委員長互選の結果報告）を日程に追加し、日程第11とし、議題とすることにご異議ありませんか。

**議員** 異議なし。

**西澤清正議長** 異議なしと認め、よって諸般の報告を日程に追加して、日程第11として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより事務局長に日程を配付させます。

**事務局長** (日程配付)

**西澤清正議長** 日程第11、諸般の報告（予算決算常任委員会委員長互選の結果報告）を議題といたします。

予算決算常任委員会委員長互選の結果、委員長に西澤博一君であります。よろしく願いします。

本日、議会広報常任委員会委員の北川和利君から議会広報常任委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。北川和利君の議会広報常任委員会委員辞任の件を日程に追加し、日程第12として議題とすることについてご異議ございませんか。

**議員** 異議なし。

**西澤清正議長** 異議なしと認め、よって議会広報常任委員会委員辞任の件を日程に追加し、日程第12として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより事務局長に日程を配付させます。

**事務局長** (日程配付)

西澤清正議長 議会広報常任委員会委員の北川和利君から辞任願が提出されています。  
日程第12、議会広報常任委員会委員の辞任の件を議題といたします。  
地方自治法第117条の規定により、北川和利君の退場を求めます。

北川議員 (退場)

西澤清正議長 これより事務局長に辞任願を朗読させます。

事務局長 (朗読)

西澤清正議長 お諮りします。北川和利君の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することにご異議はありませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって北川和利君の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。  
北川和利君の入場を許します。

北川議員 (入場)

西澤清正議長 採決の結果を報告します。  
北川和利君の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。  
暫時休憩します。  
(午前11時41分 休憩)

---

(午前11時42分 再開)

西澤清正議長 再開します。  
ただいま議会広報常任委員会の委員が1名欠員となりました。よって、議会広報常任委員会委員の補欠選任を日程に追加し、日程第13とし、議題とすることに異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって議会広報常任委員会委員の補欠選任についてを日程に追加し、日程第13として議題とすることに決定いたしました。  
ただいまより事務局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

西澤清正議長 先ほど言いました日程は追加せずにお諮りします。議会広報常任委員会の補欠選任については委員会条例第7条第1項の規定により、西山勝君を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、したがって議会広報常任委員会委員の補欠選任は西山勝君を

選任することに決定いたしました。

暫時休憩して、議会広報常任委員会を開催いたしますので、委員の方は隣の議員控室にお集まりください。

ほかの議員の方は自席でお待ちください。

(午前11時45分 休憩)

---

(午前11時49分 再開)

**西澤清正議長** 議会広報常任委員会委員長より、諸般の報告（議会広報常任委員会副委員長互選の結果報告）について申し出がありました。

副委員長に中島政幸君。よろしく申し上げます。

暫時休憩し、議会運営委員会委員の辞任の申し出、辞任願が出ましたので。

暫時休憩です。

(午前11時50分 休憩)

---

**西澤清正議長** (議会運営委員会委員辞任願提出)

(午前11時53分 再開)

**西山副議長** それでは、再開いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長職務を行いますので、よろしく願いいたします。

本日、ただいま議長の西澤清正君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。西澤清正君の議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、日程第15として議題とすることにご異議ございませんか。

**議 員** 異議なし。

**西山副議長** 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、日程第15として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより事務局長に日程を配付をさせます。

**事務局長** (日程配付)

**西山副議長** 議会運営委員会委員の西澤清正君から辞任願が提出されています。日程第15、議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西澤清正君の退場を求めます。

**西澤清正議員** (退場)

**西山副議長** 事務局長に辞任願を朗読させます。

**事務局長** (朗読)

西山副議長 お諮りします。西澤清正君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議はございませんか。

議員 異議なし。

西山副議長 異議なしと認めます。よって、西澤清正君の議会運営委員会委員の辞任を許可することと決定いたしました。

西澤清正君の入場を許します。

西澤清正議員 (入場)

西山副議長 採決の結果を報告します。西澤清正君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時57分 休憩)

---

北川議員 (議会運営委員会委員辞任願提出)

(午前11時58分 再開)

西澤清正議長 再開いたします。

議会運営委員会委員の北川和利君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。北川和利君の議会運営委員会の委員の辞任の件を日程に追加し、日程第16とし、議題とすることにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、日程第16として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより事務局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

西澤清正議長 議会運営委員会委員の北川和利君から辞任願が提出されています。日程第16、議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、北川和利君の退場を求めます。

北川議員 (退場)

西澤清正議長 事務局長に辞任願を朗読させます。

事務局長 (朗読)

西澤清正議長 お諮りします。北川和利君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議はありませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって、北川和利君の議会運営委員会委員の辞任を許可する

ことに決定しました。

北川和利君の入場を許します。

北川議員 (入場)

西澤清正議長 採決の結果を報告します。北川和利君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

ただいま議会運営委員会委員が2名欠員となりました。よって、議会運営委員会委員の補欠選任の件を日程に追加し、日程第15と……。

今村議員 動議。議運の選挙をすべきだと思います。

鈴木議員 賛成。

西澤清正議長 ただいまの動議は、所定の賛成がありますので、動議は成立いたします。お諮りします。ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立、少数)

西澤清正議長 起立少数で、よってただいまの動議は否決されました。

議会運営委員会委員の補欠選任の件を日程に追加し、日程第17として議題とすることに決定しました。

ただいまより事務局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

西澤清正議長 日程第17、議会運営委員会委員の補欠選任の件を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会の補欠選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、中島政幸君並びに西澤博一君を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

今村議員 異議あり。

西澤清正議長 異議がありますので、起立によって採決いたします。

暫時休憩します。

(午後 0時10分 休憩)

---

(午後 0時12分 再開)

西澤清正議長 再開します。

議会運営委員会委員の中島君並びに西澤博一君を指名したいと思いますので、このことに賛成の諸君は起立を求めます。

議員 (起立、多数)

西澤清正議長 賛成多数でありますので、よって決定されました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を開催しますので、委員の方は議員控室にお願いします。

ほかの議員の方は自席でお待ちください。

(午後 0時13分 休憩)

---

(午後 0時15分 再開)

**西澤清正議長** 再開いたします。

議会運営委員会委員長より諸般の報告の申し出がありました。

お諮りします。諸般の報告（議会運営委員会委員長互選の結果報告）を日程に追加し、日程第18として議題とすることにご異議はありませんか。

**議 員** 異議なし。

**西澤清正議長** 異議なしと認め、よって諸般の報告（議会運営委員会委員長互選の結果報告）を日程に追加し、日程第18、諸般の報告（議会運営委員会委員長互選の結果報告）として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより事務局長に日程を配付させます。

**事 務 局 長** (日程配付)

**西澤清正議長** それでは、日程第18、諸般の報告（議会運営委員会委員長互選の結果報告）を議題といたします。

議会運営委員会委員長互選の結果は、委員長に西澤博一君であります。よろしくお願ひします。

日程13、14は欠番といたします。よろしくお願ひします。

これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成28年11月第3回臨時議会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後0時17分 閉会)